



宮 崎 県 公 報

平成19年4月16日(月曜日) 第 1871 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更(2件)…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(2件)…………… (“) 1

公 告

- 土地分類基本調査の実施…………… (農村計画課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)…… (農村整備課) 2

- 土地改良区の役員の就任の届出…………… (農村整備課) 3
 - 県営土地改良事業計画の変更(2件)…………… (“) 3
 - 県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 3
 - 市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出… (“) 3
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3
 - 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3

告 示

宮崎県告示第 405号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下小原井3751-26(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 406号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年4月16日から平成19年5月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 218号	延岡市細見町3032番13地先から同市貝の畑町2599番9地先まで	旧	7.2 ~ 21.3	111.2
				新	10.3 ~ 29.9	111.2

宮崎県告示第 407号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年4月16日から平成19年5月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
105	県道	馬渡大川原線	都城市高野町1439番地先から同市同町1442番2地先まで	旧	5.5 ~ 12.0	109.0
				新	6.0 ~ 31.0	103.6

宮崎県告示第 408号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年4月16日から平成19年5月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大川原線	都城市高野町1439番地先から同市同町1442番2地先まで	平成19年4月16日

宮崎県告示第 409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年4月16日から平成19年5月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
324	県道	札の元佐土原線	宮崎市佐土原町上田島字松本115番1地先から同市同町上田島字久保田5206番地先まで	平成19年4月16日

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項第2号及び同条第2項の規定による土地分類基本調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公示する。

平成19年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 国土調査として指定された年月日

平成19年3月29日

2 調査を実施する者の名称

宮崎県

3 調査地域

測量法(昭和24年法律第188号)第27条第2項の規定により、国土交通大臣の刊行した縮尺5万分の1地形図の次の図幅内の地域

椎葉村(宮崎県の区域に限る。)

4 調査期間

この公告の日から平成20年3月31日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、

小丸川土地改良区(高鍋町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	永 友 祥 一	高鍋町大字蚊口浦19番地5
理 事	岩 切 正 美	高鍋町大字北高鍋4685番地2

(任期:平成20年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 越 実	高鍋町大字蚊口浦3番地7

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、千野土地改良区(串間市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	石 塚 武 博	串間市大字本城9467番地
副理事長	松 田 幸 夫	串間市大字本城11360番地
理 事	鬼 塚 謙	串間市大字本城9540番地
理 事	田 中 真寿男	串間市大字本城9668番地
理 事	渡 会 隆 文	串間市大字本城11188番地68
理 事	渡 会 一 博	串間市大字本城11188番地5
理 事	山 崎 哲	串間市大字本城11188番地4
理 事	田 中 新 悟	串間市大字本城10638番地
総括監事	瀬戸内 久 人	串間市大字本城9981番地
監 事	河 野 嘉 嗣	串間市大字本城9622番地口

(任期:平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	石 塚 武 博	串間市大字本城9467番地
副理事長	松 田 幸 夫	串間市大字本城 11360番地
理 事	鬼 塚 紘 一	串間市大字本城9500番地
理 事	田 中 幹 夫	串間市大字本城9666番地
理 事	田 中 一 夫	串間市大字本城 10638番地
理 事	渡 会 隆 文	串間市大字本城 11188番地68
理 事	渡 会 稔	串間市大字本城 11188番地67
理 事	渡 会 巖	串間市大字本城 11188番地69
総括監事	瀬戸内 久 人	串間市大字本城9981番地
監 事	河 野 嘉 嗣	串間市大字本城9622番地口

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成19年 4 月 16 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	工 藤 重 信	延岡市稲葉崎町 5 丁目 597番地 2

（任期：平成21年 4 月 5 日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、古屋・二反野地区県営土地改良事業（綾町、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年 4 月 16 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成19年 4 月 16 日から平成19年 5 月 17 日まで

3 縦覧場所

綾町役場

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、立石地区県営土地改良事業（美郷町、中山間地域総合農地防災事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年 4 月 16 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成19年 4 月 16 日から平成19年 5 月 17 日まで

3 縦覧場所

美郷町役場

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成19年 4 月 16 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
佐土原八所	野尻町	経営体育成基盤整備事業	平成19年 3 月 30 日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成19年 4 月 16 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届出者		工事が完了した事業			完了年月日
事 業 主体名	市町村名	地区名	市町村名	事 業 名	
西都市	西都市	新立	西都市	基盤整備促進事業	平成19年 2 月 13 日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年 3 月 31 日現在次のとおりである。

平成19年 4 月 16 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,842人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数 223,678人

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1

を乗じて得た数とを合算して得た数) の数は、平成19年3月31日現在次のとおりである。

平成19年4月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

宮崎市選挙区	98,774人
都城市選挙区	46,451人
延岡市選挙区	36,825人
日南市 (南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。) 選挙区	16,940人
小林市選挙区	11,358人
日向市選挙区	17,267人
串間市選挙区	6,267人
西都市 (児湯郡西米良村の区域を含む。) 選挙区	9,840人
えびの市選挙区	6,549人
宮崎郡選挙区	7,353人
北諸県郡選挙区	6,453人
西諸県郡選挙区	5,503人
東諸県郡選挙区	8,138人
児湯郡 (西米良村の区域を除く。) 選挙区	20,544人
東臼杵郡選挙区	8,884人
西臼杵郡選挙区	6,879人